

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第46号）（行財政局人事部人事課）

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）に勤務する役員（以下「機構役員」という。）が引き続いて本市職員となる場合等における退職手当の取扱いについて、次の措置を講じることとしました。

1 機構役員が本市職員となる場合

機構役員が、機構の要請に応じ、引き続いて本市職員となるため退職し、かつ、引き続いて本市職員となった場合において、その者の本市職員としての退職手当の算定基礎となる在職期間に、その者の機構役員としての引き続いた在職期間（当該在職期間以外の期間のうち、その者が在職していた機構役員の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含み、その者が京都市職員退職手当支給条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けることとなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間を除く。）を含めることとしました。

2 本市職員が機構役員となる場合

本市職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて機構役員となるため退職し、かつ、引き続いて機構役員となった場合において、その者の本市職員としての在職期間が、機構役員に対する退職手当に関する規定により、機構役員としての在職期間に通算されることとなるときは、原則として、退職手当を支給しないこととしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第46号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「役員を除く。」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)